

## ○道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の運用について

〔平成19年4月2日交指甲達第25号  
警察本部長から部課署長あて〕

対号 平成18年5月29日付け交指甲達第64号「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の実施について（通達）」

「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）」の様式については、対号に基づき実施しているところであるが、その運用に関し、新たに要領を定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 交通切符の構成等

##### (1) 番号等

交通切符の構成は、6枚1組とし、1組の各枚及び2枚目の所定箇所に同番号を、組ごとに通し番号を印刷するものとする。

番号の使用区分は、100001から399999までの範囲の一連番号を使用することとし、交通切符の使用数が多く、そのため同一年に同一番号が重複して使用されることとなる場合は、記号（例AA・AB・AC等）を付し、各記号別に前記範囲内の一連番号を使用するものとする。

なお、交通切符各枚の複写を要する部分は、原則としてノーカーボン式複写とし、交通切符一つづりの組数は、おおむね5組とする。

##### (2) 「(5)違反事項・罰条」欄

「(5)違反事項・罰条」欄の（ ）内に印刷することとなる適用罰条の略語は、「令1の2は道路交通法施行令1条の2」の次に「車4 4(6)は、道路運送車両法第4 4条第6号、保6 2は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令6 7号）第6 2条、保細告1 7 1は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第6 1 9号）第1 7 1条、保整告2 7は道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1 3 1 8号）第2 7条、公規1 2は石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第1 2号）第1 2条」の例によって加えるものとする。

##### (3) 各枚の名称及び色

ア 1枚目（薄桃色） 告知票・免許証保管証（交通切符作成警察官が違反者に交付するもの。以下「甲票」という。）

イ 2枚目（薄黄色） 交通事件原票（事件記録に相当（最終的には違反者の本籍地の検察庁において保管）するもの。以下「乙票」という。）

ウ 3枚目（薄青色） 徴収金原票（徴収金関係記録として、起訴検察庁において保管するもの。以下「丙票」という。）

エ 4枚目（白色） 取締り原票（違反登録用資料、行政処分、統計資料その他取締りの参考資料として運転免許課において活用、保管するもの。以下「丁票」という。）

オ 5枚目（白色） 交通法令違反事件簿（他署へ移送のための事件簿として用いるもの）

カ 6枚目（白色） 交通法令違反事件簿（控）（警察署（隊）の事件簿として用いるもの）

## 2 交通切符制度の運用要領及び交通切符の作成要領等

(1) 交通切符制度の運用要領は、別添1「交通切符制度の運用要領」、交通切符の作成要領は、別添2「交通切符の作成要領」のとおりとする。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）違反事件に係る交通切符制度の運用要領及び交通切符の作成要領については別添3「保管場所法違反事件に係る特例」のとおりとする。

(3) 交通（反則）切符制度適用補助様式等については、別表のとおりとする。

## 別添 1

### 交通切符制度の運用要領

#### 第1 交通切符の一般的取扱要領

- 1 違反者が、当該都道府県の居住者であって、運転免許を有し、かつ、事実を争わない場合における交通切符の適用は、次のとおりとする。
  - (1) 警察官は、送致を相当と認める交通切符制度の対象となる違反（以下「交通切符制度を適用する違反」という。）の違反事実を現認した場合は、別添2「交通切符の作成要領」により所定の書面を作成する。
  - (2) 甲票を違反者に交付する場合は、違反者に甲票の記入事項を確認させた上、出頭日及び場所を指定し、違反者に告げ出頭の確保を図る。この場合、違反者に乙票の「捜査報告書」欄中の「供述書」の任意の作成を求める。  
違反者が供述書の作成を拒んだときは、第4の3の要領による。  
なお、違反者が遠隔地に住所を有する者で、常駐警察官の常駐する場所に出頭を求めることが適当でないと認められるときは、交通切符に所要事項を記入し、出頭の日時・場所の告知、運転免許証（以下「免許証」という。）の保管及び告知票の交付は行わない。
  - (3) 前記の処置が終わった場合は、「捜査報告書」及び「報告書：続」欄に所要事項を記入し、乙票から6枚目の交通法令違反事件簿（控）までをまとめ、免許証を保管したときはその免許証とともに所属長に報告する。

#### 2 留意事項

- (1) 出頭日の指定に当たっては、捜査の期間を考慮し指定する。
- (2) 免許証の保管は、保管期限の40日以内に出頭可能なものについて行う。  
なお、この期間内に有効期限の満了となるか否かについても確認する。
- (3) 交通事件即決裁判処理方式に呼び出す場合、乙票から6枚目の交通法令違反事件簿（控）までの出頭場所欄の記入は、次に例示する略称により甲票の記載と相違しないように確実に記入する。

例 金沢簡易裁判所内警察官出張所＝金沢出張所

#### 第2 少年事件についての交通切符の取扱い要領

前記要領によるほか、「保護者または勤務先」欄に所要事項を記入する。

#### 第3 仮免許運転者の取扱い要領

- 1 仮免許所有者が資格を有する者を指導者として同乗指導中に反則行為を行った場合は、反則者として交通反則制度により処理する。
- 2 資格を有しない者を同乗して反則行為を行った場合は、仮免許運転違反として交通切符、反則行為については他の特別の事情がない限り反則者として交通反則切符で処理する。
- 3 仮免許の照会については、運転免許課、自動車教習所等に照会を行い、同乗者についても、有効な免許証の所有の有無を確認する。

#### 第4 交通切符の例外的取扱要領

交通切符の例外的取扱いを行うべき場合は、前記第1及び第2の取扱い要領によるほか、次のとおりである。

1 無免許運転者、軽車両の運転者または歩行者等の場合

無免許運転者の場合は、第5の4「無免許・無資格運転の場合」の運用要領による。この場合において、軽車両の運転者又は歩行者等の違反で本籍、住所、氏名、年齢等を確認するため必要と認めるときは、最寄の交番等において必要な照会を行い、その状況を「報告書：続」欄の「特記事項」欄に簡記する。

2 違反行為が競合する場合

(1) 交通切符制度を適用する違反（以下この項において「非反則行為」という。）の競合

非反則行為が併合罪又は観念的競合、けん連犯の関係にある場合は、現認又は認知したすべての違反を1枚の交通切符に記入する。

(2) 非反則行為と反則者の反則行為との競合

非反則行為と反則行為が競合する場合は、「反則金不納付事件に関する司法警察員捜査書類基本書式例の特例の運用について（通達）」（平成19年4月2日付け交指甲達第26号）別添1の第4の2の要領による。この場合においては、当該事件の交通切符と交通反則切符又は通常の手式による送致書類等をまとめて、「違反競合事件送付書」を添付の上、所属長に報告する。

3 違反者が違反事実を争う等供述書を作成しない場合

取締りの現場において、違反者が違反事実を認めるが供述書を作成しなかった場合は、その理由を「捜査報告書」中の「供述書」欄の余白部分に記し、事後における違反事実の争いに備えて、乙票裏の報告書：続（以下「報告書：続」という。）欄に現場の見取図を、「特記事項」欄に違反事実の証明に必要な事項を記入する。

また、違反者が違反事実を認めない場合は、乙票裏の「報告書：続」欄に現場の見取図を「特記事項」に違反事実の証明に必要な事項を記入し、供述調書及び実況見分調書を作成し添付する。

4 違反者がすでに免許証を保管されている場合

(1) 出頭日の指定は、免許証を保管されている違反により指定された出頭日までに送致することが可能であると認めるときは、免許証を保管されている違反事件の出頭日と同一にし、その日までに送致することが不能であると認められるときは、通常の運用の場合と同様に出頭日を指定する。

(2) 免許証を保管されている場合は、すでに交付されている免許証保管証の備考欄余白部分に、あらたに現認した違反の日時、場所及び違反事項記入し、あらたに作成した交通切符の「報告書：続」欄又は「特記事項」に免許を保管されている違反の日時、場所及び違反事項を記入する。

5 違反事実を現認した場所で免許証を保管することができない場合

免許証の保管拒否、遠隔地居住者の違反等で免許証を保管することができない場合は指定日、場所に出頭するとき免許証を携帯するよう指示する。

## 第5 疎明資料又は捜査報告書を必要とする違反事件の取扱い要領

### 1 違反者の居所、氏名が不詳の場合

取締りの現場において違反者の居所、氏名が不詳の場合（現行犯逮捕その他交通切符制度を適用しない違反の場合を除く。）は、交通切符の「住所、名」欄に（不詳）と記入し、取調べにより判明した居所、氏名を（不詳）次に記入する。この場合の立証は、供述調書又は捜査報告書を作成する。

### 2 違反者が逃亡した場合

警察官が違反事実を現認し、停止を求めたが、これに従わないで逃走した場合（現行犯逮捕その他交通切符制度を適用しない違反の場合を除く。）は、供述調書又は捜査報告書を作成し添付する。

### 3 免許証を携帯しない場合

免許証を携帯していない者に交通切符制度を適用する場合は、本籍、住所、氏名、年令、免許を有する者であるか等を確認するため必要な照会を行い、その状況を「報告書：続」欄中の「特記事項」に簡記する。

### 4 無免許、無資格運転の場合

無免許運転者又は無資格運転者の場合は、本籍、住所、氏名、年令等違反者の身許を確認するための必要な照会を行うほか、違反事実の立証は次のいずれかの方法により、その事実を補強する。

ア 同乗者がいる場合は、共犯の捜査を行い必要に応じて同乗者の供述調書を作成し乙票に添付する。

イ 同乗者がいない場合、当該車両の持主又は引取人の出頭を求め、車両引取者から必要に応じて供述調書を作成し乙票に添付する。

ウ 運転免許の照会を行ったときは、「運転免許等の有無に関する照会結果書」を作成し乙票に添付する。

エ 運転免許の停止処分中のものである場合は、行政処分担当課に照会して、停止期間を確認する。

### 5 酒酔い運転、酒気帯び運転の場合

(1) 酒酔い運転については、身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有していることを必ずしも成立の要件とはしないが、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」を鑑識カードに記録するほか、必要に応じて、身体に保有するアルコールの程度を検知の上、鑑識カードとともに報告し、同カードと判定結果を添付する。

(2) 酒気帯び運転の場合は、身体に保有するアルコールの程度を検知の上、鑑識カードとともに報告し、同カードと判定結果を添付する。

## 第6 その他

交通法令違反事件簿（（控）を含む。）は、各所属において5年間保存する。

## 別添 2

### 交通切符の作成要領

交通切符の作成要領については、「反則金不納付事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の運用について（通達）」（平成19年4月2日付け交指甲達第26号。以下「交通反則切符の作成要領」という。）によるほか、次の要領により作成する。

#### 第1 交付日時等

「交付日時」欄、「生年月日」欄、「職業」欄、「住所」欄、「保護者又は勤務先」欄、「(3)違反日時」欄、「(4)違反場所」欄、「出頭」欄、「免許証保管」欄及び「免許証保管証」欄は、「交通反則切符の作成要領」の例による。

#### 第2 「氏名等」欄及び「本籍」欄

##### 1 「氏名等」欄

氏名の記入要領、免許を受けていない者の場合の氏名の確認方法、違反者が少年の場合の少年であることの区分及び性別の区分の記入は、「交通反則切符の作成要領」の例によるほか、違反者が歩行者の場合は、「歩行者」の文字を○で囲む。

##### 2 「本籍」欄

免許証記載の本籍を記入する。

ただし、ICカード免許証の提示を受けた場合は、可能な限り取締り現場で本籍照会を行い、交通切符に本籍等を記載する。

#### 第3 「(2)違反車両」欄

違反車両は、「交通反則切符の作成要領」によるほか、違反者が軽車両を運転する者の場合は、「自転車」「自転車を除く軽車両」の該当文字を○で囲む。

#### 第4 「(5)違反事項・罰条」欄

「(5)違反事項・罰条」は、対号に示すとおりとするが、記入は次の要領による。

##### 1 交通切符に「違反事項・罰条」が印刷されている場合

「違反事項・罰条」が印刷されている場合は、□印を○で囲み、交通切符を適用する違反行為（以下「違反行為」という。）を同一の機会に2以上現認したときは、それぞれ該当する「違反事項・罰条」の□印を○で囲む。（「②速度超過」が高速自動車国道等において行われた場合、「□高速」の□印を○で囲む。高速国道本線車道法定最高速度違反を「⑨その他」の項を使って記載する場合は、「□高速」の記載を要しない。）

補足すべき事項が定められている違反行為については、「⑩補足欄」に補足事項を記入し、□印を○で囲む。

「違反事項・罰条」欄中の《 》は、「交通反則切符の作成要領」により記入する。

##### 2 交通切符に「(5)違反事項・罰条」が印刷されていない場合

「(5)違反事項・罰条」が印刷されていない場合は、「記載例」により「⑨その他」の項に、違反事項および適用法条を「⑩補足欄」に補足事項を記入し上、それぞれ□印を○で囲む。

3 違反行為と反則行為が競合する場合

違反行為と反則行為が併合罪又は観念的競合、けん連犯の関係にある違反行為を現認又は認知した場合は、「交通切符の運用要領」により交通切符を作成し、「特記事項」欄に交通反則切符を作成した当該反則行為の反則事項・罰条を記入しておく。

4 過失犯の場合

過失犯の場合は、「交通反則切符の作成要領」によるほか、不履行の次にⅡ追加の箇所に該当違反に係る罰条を記入する。

第5 「(6)反則制度不該当」欄

当該事件について、交通反則通告制度の告知をしなかった事由を明らかにするものであるから、次の要領により、該当するすべての項目の□印を○で囲む。

1 「非反則行為」欄

当該違反行為が反則行為でない場合に□印を○で囲む。

なお、「無免許・無資格」欄及び「酒気帯び・麻薬等影響」欄の□印を○で囲んだ場合には、必ずこの欄の□印も○で囲む。

2 「無免許・無資格」欄

反則行為をした者が無免許・無資格・無資格運転者である場合に□印を○で囲む。

3 「酒気帯び・麻薬等影響」欄

当該反則行為をした者が、反則行為時に酒に酔い、車両等の正常な運転ができないおそれがあった場合、又は身体に法第119条第1項第7号の2の政令で定める程度以上にアルコールを保有していた場合は、「酒気帯び」の□印を○で囲み、反則行為時に、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第3条の3に基づく政令で定めるものの影響により、車両等の正常な運転ができないおそれがあった場合は、「麻薬等影響」の□印を○で囲む。

4 「交通事故」欄

当該違反者が反則行為をし、よって交通事故（物損事故）を起こした者である場合に□印を○で囲む。

5 「居所等不明」欄

当該違反者が反則行為をした場所等において、その者の居所又は氏名が明らかでなかった場合に□印を○で囲む。

6 「逃亡」欄

当該違反者が反則行為をし逃亡するおそれがある場合に□印を○で囲む。

第6 交通事件原票の捜査報告書等

1 「捜査報告書」欄及び「供述書」欄

「交通反則切符の作成要領」別添2の第2の1「道路交通法違反現認・認知報告書」欄及び2「供述書（甲）」欄の作成要領による。

## 2 「報告書：続」欄及び「特記事項」欄

「報告書：続」欄は、「交通反則切符の作成要領」により記入し、「特記事項」欄には、傷病者輸送中等違反者の弁解の要旨、その他違反の影響（例事故発生寸前、人又は車をまどわせた。）及び道路の状況（例舗装の有無、車道分離の有無、道路幅員、証明の状況、見通しの状況、天候及び交通の状況）等の事項を記入する。

## 第7 立証関係書類

立証関係の書類は、別表「交通（反則）切符制度適用補助様式等一覧表」に記載する様式によるほか、違反ごとに定められた立証関係書類の様式による。

## 第8 取締りメモ

取締りメモは、「交通反則切符の作成要領」によるほか、「(6) 反則不該当理由」欄の該当項目を○で囲むほか、現認・認知状況等備忘録として活用する。

## 第9 交通切符の訂正要領

### 1 訂正要領

交通切符の訂正は、甲票の交付前に誤記を発見した場合と甲票の交付後又は不交付後に誤記を発見した場合とに区分して、次の要領により訂正する。

#### (1) 甲票の交付前に発見した場合

誤記についての訂正は、原則として認められないので、新たな別番号の交通切符を作成する。

#### (2) 甲票の交付後に発見した場合

乙票の捜査報告書、報告書・続及び特記事項欄以外の訂正は、必要事項を記載した訂正符せんを2枚作成し、1枚を乙票に貼付し、もう1枚は乙票に添付する。

#### (3) 甲票を交付しなかった場合

違反者の住所が遠隔地であるとき、免許証保管証の有効期間内に指定場所に出頭できない理由があるとき、又は違反者が少年であるなどで甲票を交付しなかった場合であっても、訂正符せんを2枚作成し、甲票、乙票にそれぞれ貼付する。

#### (4) 乙票の捜査報告書、報告書・続及び特記事項欄の訂正

刑事訴訟規則、犯罪捜査規範に示された方法により行う。

### 2 訂正の方法

交通切符の訂正は、原則として切符作成者が行う。ただし、共同取締りの場合で捜査報告書に連署した者及び送致する場合の送致担当者も必要によって訂正することができる。

### 3 訂正符せんの記載要領等

#### (1) 記載要領

訂正符せんの「訂正欄」の欄には訂正項目番号、「訂正内容」欄には正し



い内容のみを記載し、「訂正者印」欄は、乙票に貼付するものについては下記例1のとおり左側欄に訂正者が押印し、右側欄は空欄とし（右側欄は、検察官又は裁判官が押印する。）、甲票に貼付したもの又は乙票に添付したものについては下記例2のとおり空欄とする。

(2) 訂正符せんの貼付箇所

交付しなかった際の甲票及び乙票に訂正を要した場合、甲票、乙票とも訂正する箇所ごとに右側欄外に符せんの右側を貼付し、乙票にあっては下記例1のとおり符せんと乙票とに割印し、甲票にあっては下記例2のとおり符せんと甲票とに割印しない。

例1

訂正欄	訂 正 内 容	訂正者印		⑧
(1)	石川県金沢市鞍月1丁目1番1号	⑧		

例2

訂正欄	訂 正 内 容	訂正者印		
(3)	平成○年□月△日午後■時▲分ころ			

## 別添3

### 保管場所法違反事件に係る特例

#### 第1 保管場所法違反事件に係る交通切符制度運用要領

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）違反事件に係る交通切符制度の運用については、別添1「交通切符制度の運用要領」によるほか、次のとおりとする。

##### 1 違反事実の立証要領等

自動車を同一場所に長時間（引き続き12時間以上、又は夜間においては8時間以上。以下同じ）駐車させた行為の立証要領は、次のとおりとする。

##### (1) 違反事実の立証要領

ア 容疑車両を発見した警察官は、登録（車両）番号等によりその自動車を特定するとともにつとめて走行距離計を確認の上、現認状況を記録し、当該自動車の移動の有無が容易に識別できるよう、当該自動車のタイヤと路面の接地部にチョークで印をするなどの措置をとるとともに立証関係書類の現認カード（第1回）を作成し、現認カード下欄の「警告票」を当該車両の窓ガラス等に添付する。

イ 当該車両が長時間駐車している事実を確認したときは、出頭日時、場所を指定した「呼出状」を貼り付け、交通切符を作成するのに必要な違反車両、違反日時、違反場所、違反事項、罰条、現場の見取図等を記録し、違反者の出頭を待って、交通切符を作成する。

ウ 長時間駐車の実態に当たって、容疑車両の発見者と長時間駐車事実の確認者が異なるときは、その事務引継ぎを確実に行う。

なお、長時間駐車の実態は、当該自動車の移動の有無が容易に識別できるような措置をとった場合にあっては、その始期と終期の2回の現認によるものとする。

エ 違反事実を確認したときは、交通切符2枚目の捜査報告書中に次の事項を明らかにする。

(ア) 保管場所法違反の適用について、同法施行令の適用除外区域の指定及び適用除外事由のないこと

(イ) 夜間8時間以上駐車した違反については、日没及び日出を確認した方法

(ウ) 長時間駐車事実の始期と終期の確認者と確認方法

##### (2) 疎明資料等

前記(1)の場合において、長時間駐車の実態の途中、当該自動車を若干移動しているが、なお同一場所に駐車していると認められる場合であって、走行距離の確認等により、自動車を運行した事実がないと認められるときは、「報告書：続」欄にその状況を明らかにしておくほか、被疑者等の取調べを行わない供述調書を作成するなどして、違反事実を明らかにしておくものとする。

る。

(3) 時刻の確認

夜間 8 時間以上駐車した違反における日没及び日出の時刻は、天文台暦象年表、又は気象台の照会等で確認するものとする。

(4) 違反者の取調べ

違反事実の立証上特に必要がある場合は、参考人又は被疑者の供述調書、捜査報告書等を作成して添付する。

2 違反行為が競合する場合の取扱い

交通切符制度を適用する保管場所法違反の行為が、交通切符制度を適用する道路交通法違反の行為又は反則者の反則行為と競合する場合は、それが併合罪の関係にあるときは、各別の交通切符又は交通反則切符を用いて処理し、観念的競合・けん連犯の関係にあるときは、次の要領による。

(1) 交通切符制度を適用する道路交通法違反の行為と競合し、ともに立件するときは通常の手続で処理する。

(2) 反則者の反則行為と競合するときは、運用上保管場所法違反のみを立件する。

3 出頭の告知

三者（警察、検察、裁判所）による交通事件即決裁判処理方式によるための出頭の告知は、交通切符制度を適用する道路交通法違反事件と同様に取り扱うものとする。

第 2 保管場所法違反事件に係る交通切符の作成要領

保管場所法違反事件に係る交通切符の作成については別添 2 「交通切符の作成要領」によるほか、次のとおりとする。

1 「(3)違反日時」欄

違反日時は、確認した違反事実につき、その始期と終期を記入する。ただし、夜間 8 時間以上駐車した違反について、日没後の夜間 8 時間以上の駐車を確認した場合は、違反日時の終期が夜間帯であれば確認時間を、日出時間以降であれば日出時間とする。

2 「(5)違反事項・罰条」欄

「違反事項・罰条」欄は、印刷されている「違反事項・罰条」の該当口印を○で囲み、(( ))内に確認した駐車時間を「((8時50分間))」のように記入する。

なお、夜間 8 時間以上に係る違反については、同欄の

〔日没 月 日午後 時 分〕  
〔日出 月 日午前 時 分〕

内の空白部分に当該違反事実に係る日の日没及び日出の時刻を記入する。

3 「出頭」欄

「出頭」欄は、即日処理方式によるための出頭を指定した場合、「平成 年

月 日」内の空白部分に、指定した出頭の年月日を、出頭場所については□印を○で囲む。

#### 4 交通事件原票の捜査報告書等

##### (1) 報告者

報告者は、当該事実の現認者とし、当該違反事実の最初の現認者と最終の現認者が異なるときは、その最初及び最後の現認者が連署する。

なお、違反事実の現認者以外に違反者の供述書の作成に立会し、又は違反者の弁解等を聴取した者がある場合には、その者も連署する。

##### (2) 「捜査報告書」欄及び「報告書：続」欄

「報告書：続」欄の左上の余白部分に違反現場の略図を記入し、「捜査報告書」欄及び「報告書：続」欄に不動文字で印刷した該当事項の□印を○で囲み、空白部分があるものについては、次の要領で補充する。

なお、必要に応じて、不動文字で印刷した文言を加除訂正し、現場付近及び違反の状況を記入する。

(例) (補充例は、横線の表示ある部分)

日没、日出は、金沢气象台への電話照会によって確認した。

本職

が平成19年4月1日午後7時30分ごろ

甲田巡查部長

上記(4)の場所に駐車中の上記(2)の車両を認めたので、駐車警告書を同車両の全面ガラスに貼り付けるとともにタイヤと路面の接地部にチョークで印を付けて移動の有無がわかるようにしておいたが

本職

が平成19年4月2日午前4時0分ごろ

乙川巡查

同場所に行ったところ、同車両が移動した形跡はなかった。

注1 捜査報告書の報告者が1人である場合は、「本職」の□印を○で囲む。

2 ~~~~~の表示のある部分については、これと異なった措置をとった場合、これを削除し、現認時とった措置を具体的に記入する。

3 移動の有無確認措置の補充(記載)例

…同車両のタイヤと路面の接地部にセロテープをはって…

…駐車確認ステッカーを同車両左後輪のタイヤが移動すれば接地する部分にはりつけて…

##### (3) 「特記事項」欄

ア 弁解の要旨、違反の動機、情状その他特記すべき事項を記入する。

なお、報告者が複数の場合において、違反者の弁解の要旨等を記入するときは、弁解を聞いた警察官を明示する。

(例) 車庫に商品を入れたので、やむを得ず昨日の午後5時ごろから道

路に駐車していたと甲田巡査に弁明した。

イ 保管場所法違反と併合罪の関係にある道路交通法違反事件を同時に立件した場合は、他の交通切符又は交通反則切符を作成した当該違反行為又は反則行為の違反（反則）事項・罰条を記入しておく。

ウ 違反者が少年の場合には、当該車両の保有者のうち、現実にその車両を使用管理している者の住居、氏名（法人の場合は会社名等）を記入する。

## 別表 交通（反則）切符制度適用補助様式等一覧表

様式番号	様 式 名	使用区分		備 考
		反則切符	交通切符	
1	捜査報告書	○	○	署名拒否、告知書受領拒否等違反事実と争いがある場合に事実証明のため用いる。
2	自動車検査証・写	○	○	積載重量・容量超過違反、免許条件違反、乗車・積載方法違反、けん引違反、無資格運転、無免許運転等の違反と、その運転した車両との関係を証明する場合に用いる。
3	自動車検査証・写 (軽自動車用)	○	○	2号様式に準じて用いる。
4	車両引取書	○	○	酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転、無資格運転等の違反で、引き続き運転を継続させることができない場合で、家人・雇主等に車両を引き取らせるときに用いる。
5	運転免許証・写	○	○	無免許・無資格運転、免許証不携帯、免許条件違反等の場合に用いる。
6	身上調査に関する復命書	○	○	無免許運転、氏名・本籍の変更、歩行者等の違反について、違反者の本籍・氏名を証明するものとして用いる。
7	電話聴取書	○	○	違反事件処理について、必要な事項を電話によって照会した結果を記録するのに用いる。
8	運転免許等の有無に関する照会結果書		○	無免許・無資格運転を立証するために、運転免許試験場を通じ、運転者管理センターに照会をした結果を記録するのに用いる。
9	公安委員会告示抜すい	○	○	遠隔地住居者が通行の禁止制限違反等をした場合に作成、貼付する。